

子ども・子育て支援対策調査 特別委員会請願・陳情説明資料

令和6年7月4日

件名	頁
(教育指導部) なし	
(学校運営部) なし	
(子ども家庭部)	
(1) 5 受理番号 17 出生率改善・産みやすい環境を整備する施策を求める請願	2
(2) 5 受理番号 39 どの子ども健やかに成長できる質の高い保育、父母のニーズ に対応した保育を実施するために、待機児童対策、施設・ 環境・体制の整備・拡充などを求める陳情.....	6
(3) 5 受理番号 48 保育士配置の最低基準の引き上げと国民の負担増を伴わな い保育予算の大幅な増額を求める意見書を国と東京都に提 出することを求める請願.....	10

(教 育 委 員 会)

件 名	5 受理番号 17 出生率改善・産みやすい環境を整備する施策を求める請願												
所管部課名	子ども家庭部子ども政策課 衛生部保健予防課												
請願の要旨	1 すべての産婦に届く継続的な支援策として「赤ちゃん見守り訪問・おむつミルク無料配布事業（仮称）」をおこなってください。 2 高齢出産した人たちを支える支援策を実施してください。 3 不妊治療をおこなう人たちに対し、保険適用にかかわらず受けられる支援策を講じてください。												
請願者等	請願文書表のとおり												
紹介議員名	土屋のりこ 議員												
内容及び経過	1 特別区の合計特殊出生率												
		平成 22 年		平成 29 年		平成 30 年		令和元年		令和 2 年		令和 3 年	
	東 京 都	1. 12		1. 21		1. 20		1. 15		1. 12		1. 08	
	中 央 区	(7)	1. 18	(1)	1. 42	(1)	1. 42	(1)	1. 38	(1)	1. 43	(1)	1. 37
	港 区	(6)	1. 20	(1)	1. 42	(2)	1. 39	(2)	1. 35	(2)	1. 34	(2)	1. 27
	千代田区	(16)	0. 96	(3)	1. 41	(11)	1. 20	(4)	1. 26	(3)	1. 32	(3)	1. 23
	江戸川区	(1)	1. 37	(4)	1. 38	(3)	1. 39	(3)	1. 32	(4)	1. 27	(4)	1. 20
	江 東 区	(4)	1. 26	(5)	1. 35	(5)	1. 32	(7)	1. 22	(7)	1. 22	(4)	1. 20
	荒 川 区	(5)	1. 23	(7)	1. 33	(12)	1. 19	(5)	1. 24	(7)	1. 22	(6)	1. 17
	品 川 区	(14)	1. 00	(11)	1. 23	(10)	1. 21	(8)	1. 19	(9)	1. 21	(7)	1. 15
	葛 飾 区	(3)	1. 28	(6)	1. 34	(4)	1. 34	(6)	1. 23	(5)	1. 23	(8)	1. 14
	北 区	(13)	1. 07	(12)	1. 21	(14)	1. 18	(10)	1. 18	(10)	1. 18	(9)	1. 13
	文 京 区	(15)	0. 97	(13)	1. 20	(7)	1. 24	(11)	1. 17	(5)	1. 23	(10)	1. 12
	足 立 区	(2)	1. 33	(8)	1. 30	(6)	1. 31	(8)	1. 19	(11)	1. 17	(11)	1. 10
	台 東 区	(11)	1. 11	(10)	1. 25	(9)	1. 23	(11)	1. 17	(12)	1. 14	(11)	1. 10
	大 田 区	(12)	1. 10	(16)	1. 17	(12)	1. 19	(15)	1. 10	(13)	1. 13	(13)	1. 09
	墨 田 区	(8)	1. 15	(9)	1. 28	(7)	1. 24	(11)	1. 17	(14)	1. 12	(14)	1. 08
	練 馬 区	(8)	1. 15	(13)	1. 20	(15)	1. 16	(14)	1. 12	(15)	1. 10	(15)	1. 06
	渋谷区	(23)	0. 85	(17)	1. 09	(17)	1. 08	(18)	1. 04	(16)	1. 04	(16)	1. 05
	世田谷区	(17)	0. 95	(19)	1. 07	(17)	1. 08	(19)	1. 02	(19)	1. 00	(17)	1. 03
	板 橋 区	(10)	1. 12	(15)	1. 18	(15)	1. 16	(16)	1. 08	(17)	1. 03	(18)	0. 99
	新宿区	(18)	0. 92	(18)	1. 08	(20)	1. 03	(21)	0. 97	(19)	1. 00	(19)	0. 97
	目黒区	(19)	0. 89	(19)	1. 07	(19)	1. 06	(17)	1. 05	(18)	1. 02	(20)	0. 96
	中野区	(19)	0. 89	(21)	1. 04	(22)	1. 00	(23)	0. 93	(22)	0. 97	(20)	0. 96
	杉並区	(22)	0. 86	(23)	1. 00	(20)	1. 03	(20)	0. 99	(19)	1. 00	(20)	0. 96
	豊島区	(21)	0. 88	(21)	1. 04	(23)	0. 99	(22)	0. 95	(23)	0. 91	(23)	0. 93
	(出典) 東京都保健医療局人口動態統計 (令和 4 年 1 月 1 日現在)												
※ カッコ内数字は、各年度の 23 区の中での順位 (降順) を示している。													
※ 網掛けは (1)～(3) の区と (21)～(23) の区に付している。													
※ 合計特殊出生率とは「15 歳～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。													

2 乳幼児家庭訪問

(1) こんにちは赤ちゃん訪問事業

児童福祉法及び母子保健法に基づき、生後3か月までの乳児がいる家庭を訪問し、新生児の発育・栄養、生活環境、疾病予防等、育児上必要な事項についての指導・助言とともに、子育て支援に関する情報提供をしている。

令和4年度訪問指導件数 3,632件

(2) 未熟児訪問指導

未熟児及び低体重児（2,500g未満）のいる家庭を訪問し、疾病及び異常の予防と早期発見ならびに栄養・感染予防、環境や生活に関することなど、養育上必要な助言・指導を行っている。

令和4年度保健指導実施総数 574件

(3) 乳幼児訪問指導

健康診査等で継続した支援が必要な乳幼児や、発育発達及び健康について相談希望がある保護者の家庭を訪問し、生活スタイルを考慮した効果的な保健指導を行っている。

令和4年度乳幼児訪問件数 1,446件

(4) アウトリーチ事業

乳幼児を育てる世帯の孤独・孤立を防止するために、相談機能に重点を置いたアウトリーチ事業を検討する係を子ども家庭部内に新設した。

3 あだち出産・子育て応援事業（令和5年4月1日事業開始）

(1) あだち出産応援ギフト

国の出産・子育て応援交付金5万円を活用し、5万円相当のギフトカードを交付している。

ア 対象者

- ① 令和4年4月1日以降に生まれた子を養育する方
- ② 令和4年4月1日以降に妊娠届を提出された方

イ 支給内容

妊婦一人あたり5万円相当のクーポン

ウ 申請書

妊娠届出時等を実施するスマイルママ面接で配付

(2) あだち子育て応援ギフト

国の出産・子育て応援交付金5万円と東京都の上乗せ5万円で、合計10万円相当のギフトカードを交付している。

ただし、令和4年度に出産した子どもに対しては、東京都出産応援事業として、都が独自に10万円相当のギフトカードを交付済みであることから、都の上乗せは無く、5万円相当となっている。

ア 対象者

令和5年4月1日以降に生まれた子を養育する方

イ 支給内容

出産一人あたり10万円相当のクーポン（ただし、令和4年度の出産分は5万円相当のクーポン）

ウ 申請書

生後3か月までに実施する、こんにちは赤ちゃん訪問で配付

(3) 申請書配付実績

種 類	配 付 時 期	配 付 件 数
出産応援ギフト	妊娠届出	9,635件
子育て応援ギフト	こんにちは赤ちゃん訪問	7,196件

※ 令和5年度から事業開始であるが、令和4年度出産に対する遡及適用をおこなったため、2年間の妊娠・出産分となっている。

※ 子育て応援ギフトの配付件数が少ない理由は、妊娠中や出産直後で、こんにちは赤ちゃん訪問が未実施のため。

4 足立区における高齢出産の状況

(1) 母の年齢が35歳以上で第1児の出生児数

498人（総出生児数3,988人のうちの12.4%）

(2) 母の年齢が40歳以上で第2児以上の出生児数

187人（総出生児数3,988人のうちの4.6%）

(参考) 母の年齢階級別出生児数、出生順位（令和4年） (人)

区 分	総数	第1児	第2児	第3児	第4児	第5児以上
15～19歳	31	26	5	—	—	—
20～24歳	255	174	67	11	1	2
25～29歳	1,014	675	246	71	17	4
30～34歳	1,370	694	495	137	32	12
35～39歳(a)	1,011	378	402	160	52	19
40～44歳(b)	291	112	114	38	18	9
45～49歳(c)	15	7	2	3	1	2
50歳以上(d)	1	1	—	—	—	—
計	3,988	2,067	1,331	420	121	48
(a)+(b)+(c)+(d)	1,318	498	518	201	71	30
(b)+(c)+(d)	307	120	116	41	19	11

(出典) 足立区衛生事業概要 ※ 総数には出生順位不明1名含む

5 足立区特定不妊治療費助成

(1) 事業概要

東京都特定不妊治療費助成事業の承認決定を受けた方に対し、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）及び男性不妊治療にかかった保険適用外の治療費の一部を助成している。

さらに、令和5年1月から、特定不妊治療（保険診療）と併せて自費で実施した先進医療にかかる費用の一部を助成している。

(2) 対象者

次の3点のすべてに該当する方

ア 東京都特定不妊治療費助成事業の承認決定を受けている方

イ 申請日時点において足立区に住民登録がある方(夫婦いずれかで可)

ウ 申請内容と同一の治療について、他自治体で同種の助成を受けていない方

(3) 助成内容

治療1回ごとに、治療ステージに応じて50,000円、または25,000円を上限に費用を助成する。

(4) 特定不妊治療費助成実施状況

区分 年度	特 定 不 妊		男 性 不 妊		特 定 不 妊 (先 進 医 療)	
	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
2	329	486	3	3	-	-
3	472	754	3	3	-	-
4	513	824	1	1	1	1

件名	5 受理番号 39 どの子ども健やかに成長できる質の高い保育、父母のニーズに対応した保育を実施するために、待機児童対策、施設・環境・体制の整備・拡充などを求める陳情																								
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課、保育・入園課、私立保育園課																								
陳情の要旨	1 第一次不承諾をなくすための待機児童対策を講じること。また、年度途中の入所希望にも応えるなど父母のニーズに対応した待機児対策をすすめること。 2 老朽化し、園児に危険が及ぶ可能性もありうる施設の職員の声を聴き、ただちに改築・改修を行うこと。施設によって保育環境に差がでることのないよう保育環境を整えること。 3 必要な人数の保育士を配置し、支援を必要とする園児の体制の強化をすること。 4 0歳～2歳の保育料を無料にすること。 5 公立保育園31園を廃止にする計画を撤回すること。																								
陳情者等	請願文書表のとおり																								
内容及び経過	1 待機児童解消アクション・プラン（令和5年度版）に基づく対応 （1）足立区教育・保育の質ガイドラインの活用 区内のどの教育・保育施設等に通っていても、一定レベルの教育・保育サービスを受けられるように「足立区教育・保育の質ガイドライン」の活用を促進し、保育環境の整備・安定化に向けた対策を進めている。 （2）年度途中の利用（待機）状況の実態把握と対応策 年度途中の待機児童の実態を把握するため、令和4年度から10月1日現在での待機児童数の調査を開始した。 ア 10月1日現在の待機児童数 <table><tr><td>年齢</td><td>0歳</td><td>1歳</td><td>2歳</td><td>3歳</td><td>4歳</td><td>5歳</td><td>計</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>35名</td><td>5名</td><td>1名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>41名</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>37名</td><td>13名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>0名</td><td>50名</td></tr></table> イ 年度途中の待機児対策 ① ベビーシッター利用支援事業（待機児童支援） ② 保育事業者へ入所保留者の発生状況等を情報発信 ③ 入所不承諾となった保護者への情報提供の強化	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	令和4年度	35名	5名	1名	0名	0名	0名	41名	令和5年度	37名	13名	0名	0名	0名	0名	50名
年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計																		
令和4年度	35名	5名	1名	0名	0名	0名	41名																		
令和5年度	37名	13名	0名	0名	0名	0名	50名																		

内容及び 経過	2 公立保育園・こども園の更新計画について 多くの公立園が築40年以上を経過しており、多様化する保育ニーズに適切に対応しながら、保育の質の維持・向上を図るために、今後30年間にわたる、「足立区立保育園・こども園施設更新計画」を令和5年3月に策定した。 (1) 対象施設 ア 公立（直営）の保育園・こども園（全30園（令和5年4月現在））を対象とした。 イ 指定管理者が運営している公設民営の保育園（区立認可外施設を含む15園（令和5年4月現在））は、「足立区待機児童解消アクション・プラン」における地域ごとの需要分析等を踏まえ、各施設の更新時期等に「民営化」「統廃合」等の方針を決定していく。 (2) 施設更新の基本方針 ア 対象施設の中から、地域における中心的な役割を担う「拠点園」を選び、施設更新を行い、存続させる。 イ 更新時期は築年数から60年経過を一定の基準とし、更新は建て替えを原則とする。 ウ 都営住宅に併設されている施設は都営住宅の建て替えに合わせて更新時期を検討する。 エ 単独設置の施設の更新は、現在の施設の設置場所とは別に用地を確保した上で、仮設園舎又は新園舎を確保した用地に建築する。 オ 拠点園以外の園については、園運営に必要な修繕は適切に実施するが、長寿命化のための大規模な改修は行わず、築年数やエリアの保育需要に応じて、閉園又は民営化を検討する。 (3) 更新計画の考え方 ア その時々の待機児童数や周辺地域の保育需要、施設の老朽化の状況を勘案し、最適な施設配置を判断していく。 イ 拠点園として定めた16園は、あくまでも令和5年3月時点での暫定目標数であり、必要に応じて柔軟に見直しを行う。 ウ 老朽化した施設の建て直しの計画実現に向けては、一時的に利用する仮園舎を建設するための用地の確保が課題ではあるが、今後も保育施設の建設に適した用地を見定めながら、保育施設の更新を進める。
--------------------	--

内容及び
経過

3 保育士の配置基準について

- (1) 従来の国及び都基準を基本とし、適正な配置を行っている。また、小規模園や一時保育実施園等、園の運営体制により、常勤職員の加配を行っている。
- (2) 支援を必要とする園児の受入れは、会計年度任用職員を追加配置することで対応しており、原則として支援児が 1 名以上のクラスに 1 名、施設の状況や児童の状態に応じて、さらに追加で配置している。

4 0 歳～ 2 歳児の保育料について

(1) 認可保育施設等

認可保育所、認定こども園（長時間利用）、区立認可外保育施設、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の利用者負担額について、足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例に基づき、下表のとおり算定している。

子ども数	0～2 歳児クラス	
	課税	非課税
第 1 子	保育料:5,100～75,500 円 (区民税額等により算定) (約 2,500 人) ※1	無償 (約 550 人)
第 2 子	無償 (約 1,900 人) ※2	
第 3 子以降	無償 (約 700 人)	

() 内の人数は対象者数

※1 令和 5 年度利用者負担額（見込）は、約 8 億 2 千万円

※2 令和 5 年 10 月から実施

(2) 認証保育所

認証保育所の利用者に対し、足立区認証保育所保育料負担軽減事業制度要綱に基づき、9 ページの表のとおり保育料の負担軽減を行っている。

内容及び
経過

保育の 必要性	子ども数	0～2歳児クラス	
		課税	非課税
なし	第1子 ※1	月 40,000 円まで補助	月 42,000 円まで補助
	第2子 ※2	月 67,000 円まで補助 [拡充前：月 54,000 円まで]	月 67,000 円まで補助 [拡充前：月 55,000 円まで]
	第3子以降	月 67,000 円まで補助	月 67,000 円まで補助
あり	第1子	上記第1子と同じ	月 67,000 円まで補助
	第2子	上記第2子と同じ	
	第3子以降	上記第3子と同じ	

※1 対象者数は約 400 人。第2子以降と同額まで補助を拡充した場合、区財政影響額は約 1 億 3 千万円の増

※2 令和5年10月から第3子以降と同額まで補助を拡充

5 公立保育園数の見直しについて

公立園 16 園を地域における中心的な役割を担う「拠点園」と位置づけ、施設の更新を行い、存続させる。

ただし、拠点園として定めた 16 園は、あくまでも令和5年3月時点での暫定目標数であり、必要に応じて柔軟に見直しを行う（再掲）。

※ 施設更新計画は項番2のとおり

件名	5 受理番号 4 8 保育士配置の最低基準の引き上げと国民の負担増を伴わない保育予算の大幅な増額を求める意見書を国と東京都に提出することを求める請願																				
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課、保育・入園課、私立保育園課、幼稚園・地域保育課																				
請願の要旨	国と東京都に対して、保育士配置の最低基準の引き上げと国民の負担増を伴わない保育予算の大幅な増額を求める意見書を提出してください																				
請願者等	請願文書表のとおり																				
紹介議員名	ぬかが 和子議員、西の原 ゆま議員、土屋 のりこ議員																				
内容及び経過	1 保育士配置基準																				
	<table><tr><th>子どもの年齢</th><th>国及び都の配置基準 (児童 対 保育士)</th><th>足立区の配置基準 (児童 対 保育士)</th></tr><tr><td>0 歳児</td><td>3 対 1</td><td>3 対 1</td></tr><tr><td>1 歳児</td><td>6 対 1</td><td>5 対 1</td></tr><tr><td>2 歳児</td><td>6 対 1</td><td>6 対 1</td></tr><tr><td>3 歳児</td><td>1.5 対 1</td><td>1.5 対 1</td></tr><tr><td>4・5 歳児</td><td>2.5 対 1</td><td>2.5 対 1</td></tr></table>			子どもの年齢	国及び都の配置基準 (児童 対 保育士)	足立区の配置基準 (児童 対 保育士)	0 歳児	3 対 1	3 対 1	1 歳児	6 対 1	5 対 1	2 歳児	6 対 1	6 対 1	3 歳児	1.5 対 1	1.5 対 1	4・5 歳児	2.5 対 1	2.5 対 1
	子どもの年齢	国及び都の配置基準 (児童 対 保育士)	足立区の配置基準 (児童 対 保育士)																		
	0 歳児	3 対 1	3 対 1																		
	1 歳児	6 対 1	5 対 1																		
	2 歳児	6 対 1	6 対 1																		
	3 歳児	1.5 対 1	1.5 対 1																		
	4・5 歳児	2.5 対 1	2.5 対 1																		
	※ 根拠法令 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（国） 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（都）																				
	2 足立区の保育士配置																				
足立区では、国及び都基準を遵守した上で運営を行っている。ただし、児童の状態や園の状況に応じた保育士の増配置を行っている。																					
ア 1 歳児の保育士配置は 5 対 1 としている。																					
イ 支援を要する児童に対する保育を充実させるために、児童の状態に応じて保育士の増配置を行っている。																					
[参考] 令和 5 年度 1 か月平均 260 名																					

3 私立保育園への扶助状況

足立区保育扶助要綱及び足立区私立保育所入所児童等に対する法外援護実施要綱に基づき、以下のとおり国基準を上回る保育士配置を私立保育園に求めている、その費用を独自に扶助している。

ア 1歳児の配置を5対1とすること（国基準6対1）

イ 定員20～60人及び91人以上の施設は保育士1名を増配置すること（充実保育士加算）

ウ 定員61～129人の施設は保育士1名、定員130人以上の施設は保育士2名を増配置すること（11時間開所保育士加算）

エ 発達支援児の処遇向上、11時間の開所時間の保育充実、産休等職員の代替等のための非常勤保育士等を配置すること

4 国及び都への要望

（1）保育士配置基準の引き上げについて

これまでの配置基準算定において、支援を要する園児数が考慮されていない等の理由から、現在の多様化する保育ニーズに合わせた基準へ見直すように、令和5年2月に特別区長会を通して国及び都に要望した。

令和5年12月には、国から配置基準の見直しが発表され、令和6年4月から新基準が施行された。

（2）保育予算の増額について

保育士等住居借上げ支援事業への補助について、保育士確保・定着に対して有効なため、特別区長会を通して国及び都に対して事業の充実と継続を求める要望を合わせて行った。